

東京都周産期医療体制整備計画策定部会における検討経過について

1 周産期医療体制整備計画（改定案）の検討事項

区分	事項	検討内容	
はじめに	(1)経緯 (2)整備計画の位置づけ	(1)国の「周産期医療体制整備指針」の改定を受け、平成22年10月に「東京都周産期医療体制整備計画」(計画期間 平成22～26年度)を策定。東京都における出生状況やNICUの増床、搬送システムの運用状況などの進展を踏まえ、必要な見直しを行う。 (2)「東京都保健医療計画」と整合を図りながら、整備指針に沿った東京都の中長期的な周産期医療体制に対する整備方針とする。計画期間は、平成27～31年度までの5か年。ただし、情勢の変化に対応し、必要に応じ見直しを行う。	
現状と課題	(1)母子保健指標の動向 (2)東京都の地域特性	○近年の出生数及び合計特殊出生率 ○低出生体重児の出生数及び出生総数に占める割合 ○母の年齢階級別に見た出生数(晩産化) ○新生児死亡率、妊産婦死亡率、周産期死亡率の低下 ○全国的に減少傾向である人口が都は年々増加 ○夜間人口と昼間人口の差が大きく、他県からの人口流入が多い	
整備計画	(1)周産期医療に必要な病床	①センター等のNICU・GCU・MFICUの定義及び整備方針	第1回部会 (6月5日)
	(2)各周産期医療関連施設の機能	①周産期母子医療センターの機能・役割等(周産期母子医療センター整備基準等) ②周産期連携病院の機能・役割等	第1回部会 (6月5日)
	(3)周産期搬送体制	①東京都の周産期搬送体制 ②周産期搬送コーディネーターの機能強化 ③母体救命搬送システムの検証と機能強化 ④胎児救急搬送システム ⑤県域を越えた周産期搬送にかかる連携体制 ⑥周産期医療情報センターの機能・体制	第1回部会 (6月5日)
	(4)周産期医療施設間連携の推進	①周産期医療ネットワークグループ事業の推進 ②セミオープンシステム(オープンシステム)を活用した連携	第2回部会 (7月24日)
	(5)多摩地域における周産期医療体制	①多摩地域における総合周産期母子医療センターの役割 ②ネットワークグループ事業による決め細やかな連携体制構築 ③多摩新生児連携病院	第1回部会 (6月5日)
	(6)NICU等入院児の在宅等への移行支援	①周産期母子医療センターにおける在宅移行コーディネートの強化 ②地域の医療機関における在宅移行支援体制の整備 ③在宅療養への移行に関わる人材の育成	第2回部会 (7月24日)
	(7)周産期医療関係者の確保と育成	①医師、助産師・看護師確保に向けた施策の検討 ②助産師の活用(院内助産・助産外来) ③人材養成施策の検討(周産期医療関係者研修、新生児救命研修等)	第2回部会 (7月24日)
	(8)都民に対する情報提供と普及啓発	①都民への情報提供方法 ②妊婦健診受診への普及啓発の強化 ③妊娠・分娩・出産後の養育等に関する相談・支援体制の強化	第2回部会 (7月24日)

2 整備計画策定スケジュール

